

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2014年8月11日
【会社名】	サントリーホールディングス株式会社
【英訳名】	Suntory Holdings Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 佐治 信忠
【本店の所在の場所】	大阪市北区堂島浜二丁目1番40号
【電話番号】	06(6346)1682
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 経本部長 千地 耕造
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区堂島浜二丁目1番40号
【電話番号】	06(6346)1682
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 経本部長 千地 耕造
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 1,097,820,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	サントリー ワールド ヘッドクォーターズ (東京都港区台場二丁目3番3号)

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,070,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、当社は単元株制度は採用しておりません。

- (注) 1. 2014年3月25日(火)開催の定時株主総会における募集事項の決定の取締役会への委任決議及び2014年8月9日(土)開催の取締役会決議により行うものであります。
2. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分(以下「本自己株式処分」といいます。)により行われるものであり、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
3. 当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する旨定款に定めております。

## 2【株式募集の方法及び条件】

## (1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	1,070,000株	1,097,820,000	-
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	1,070,000株	1,097,820,000	-

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

## (2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
1,026	-	1株	2014年8月28日(木)～ 2014年8月29日(金)	-	2014年8月29日(金)

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
3. 申込みの方法は、総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。
4. 払込期日までに、本株式の割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本自己株式処分に係る割当は行われないこととなります。

## (3)【申込取扱場所】

店名	所在地
サントリーホールディングス株式会社 総務部	大阪市北区堂島浜二丁目1番40号

## (4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 大阪営業部	大阪市中央区伏見町三丁目5番6号

### 3【株式の引受け】

該当事項はありません。

### 4【新規発行による手取金の使途】

#### (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,097,820,000	200,000	1,097,620,000

(注) 1. 新規発行による手取金とは、本有価証券届出書においては本自己株式処分による手取金をいいます。

2. 発行諸費用の概算額の内訳は、書類作成費用であり消費税等は含まれておりません。

#### (2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額1,097,620,000円は、全額を2014年12月末までに長期借入金返済に充当する予定であります。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

### 第3【第三者割当の場合の特記事項】

#### 1【割当予定先の状況】

##### (1) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との関係

割当予定先の概要		
名称	サントリー持株会	
所在地	大阪市北区堂島浜二丁目1番40号	
出資額	16,895百万円	
組成目的	当社と当社の従業員であるサントリー持株会の会員とが一体となって当社グループの発展のために努力するとともに、会員の財産形成に資することをその目的とする。	
主たる出資者及びその出資比率	当社従業員	100%
業務執行組員又はこれに類する者	氏名	理事長 富田 真人
	住所	東京都港区
	職業の内容	当社従業員
提出者と割当予定先との関係		
出資関係	当社の割当予定先に対する出資額	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	31,329,670株
人事関係	当社従業員5名が割当予定先の理事（理事長1名、副理事長1名を含む）を兼任しております。	
資金関係	該当事項はありません。	
技術関係	該当事項はありません。	
取引関係	退会者の株式を再配分するまでの間、当社が退会者からの買取り代金を一時的に立替えております。	

- (注) 1. 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との関係の欄は、2014年7月31日現在のものです。  
2. サントリー持株会は、当社の従業員持株会であります。

##### (2) 割当予定先の選定理由

当社従業員の財産形成及び経営への参画意識醸成を通じて当社グループの企業価値の向上を図るため、サントリー持株会を本自己株式処分の割当予定先として選定したものです。

##### (3) 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 1,070,000株

##### (4) 株券等の保有方針

割当予定先からは、長期的に継続して当社株式を保有する意向であることを確認しております。

##### (5) 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先より、当社従業員である会員の拠出金によって払込みを行う予定であることを確認しており、本自己株式処分の払込みについて特段問題がないものと判断しております。

##### (6) 割当予定先の実態

割当予定先が保有する当社株式に係る議決権は、理事長がこれを行います。

また、割当予定先は、当社従業員を会員とする従業員持株会であり、暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下「特定団体等」といいます。）に該当せず、かつ、特定団体等とは一切関係がないものと判断しております。

#### 2【株券等の譲渡制限】

定款の定めにより、本自己株式処分により割り当てられる当社株式の譲渡による取得については、取締役会の承認を要します。

### 3【発行条件に関する事項】

#### (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

発行価格につきましては、連結簿価純資産方式(直前の当社定時株主総会に提出された決算日現在の当社の連結貸借対照表の株主資本の額から配当金を控除した額を決算日当日における当社の発行済株式総数で除する方法)に基づき算定しております。当該方式は算定根拠として客観性が高く合理的であり、かつ、有利発行に該当しないものと判断しております。

#### (2) 発行数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

発行数量につきましては、本自己株式処分による発行数が発行済株式総数に占める割合が0.16%であり、株式の希薄化の程度は軽微であると判断しております。

### 4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

### 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数に対する所有議決権数の割合 (%)	割当後の所有株式数 (千株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合 (%)
寿不動産株式会社	大阪市北区堂島浜二丁目1番40号	613,818	89.97	613,818	89.83
サントリー持株会	大阪市北区堂島浜二丁目1番40号	31,329	4.59	32,399	4.74
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	6,871	1.01	6,871	1.01
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	6,871	1.01	6,871	1.01
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	6,871	1.01	6,871	1.01
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	6,871	1.01	6,871	1.01
サントリーホールディングス株式会社(自己株式)	大阪市北区堂島浜二丁目1番40号	4,900	-	3,830	-
公益財団法人サントリー生命科学財団	大阪府三島郡島本町若山台一丁目1番1号	3,590	0.53	3,590	0.53
佐治 信忠	東京都港区	652	0.10	652	0.10
鳥井 信吾	神戸市東灘区	539	0.08	539	0.08
計	-	682,317	99.29	682,317	99.86

(注) 1. 2014年7月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2. 所有株式数は、千株未満を切り捨て表示しております。

### 6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

### 7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

**8【その他参考になる事項】**

該当事項はありません。

**第4【その他の記載事項】**

該当事項はありません。

**第二部【公開買付けに関する情報】****第1【公開買付けの概要】**

該当事項はありません。

**第2【統合財務情報】**

該当事項はありません。

**第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】**

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の第5期有価証券報告書の提出日(2014年3月25日)以後本有価証券届出書提出日(2014年8月11日)までの間において、当該有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(2014年8月11日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

### 2 臨時報告書の提出

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の第5期有価証券報告書の提出日(2014年3月25日)以後本有価証券届出書提出日(2014年8月11日)までの間において、以下の臨時報告書を提出しております。

(2014年5月1日提出)

#### 1 提出理由

当社は、平成26年1月10日開催の当社取締役会において決議いたしましたBeam Inc.(以下「Beam社」という)の買収(以下「本件買収」という)を、本件買収のために設立した当社の米国における100%子会社であるSUS Merger Sub Limited(以下「SUS社」という)を消滅会社とし、Beam社を存続会社とする合併(以下「本件合併」という)により行うところ、SUS社は平成26年4月29日(米国時間)に決定した増資引受(以下「本件増資」という)に伴い、当社の特定子会社に該当し、本件合併によるSUS社の消滅が当社の特定子会社の異動に該当することとなりましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

#### 2 報告内容

##### (1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金の額及び事業の内容

名称 : SUS Merger Sub Limited  
住所 : 1209 Orange Street, Wilmington, DE 19801, U.S.A.  
代表者の氏名 : 千地 耕造  
資本金の額 : 10米ドル  
事業の内容 : 買収目的子会社

##### (2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数  
異動前 : 1,000個(内間接所有 : 1,000個)  
異動後 : - 個(内間接所有 : - 個)  
当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合  
異動前 : 100%(内間接所有 : 100%)  
異動後 : - %(内間接所有 : - %)

##### (3) 当該異動の理由及びその年月日

###### 異動の理由

本件増資に伴い当社の特定子会社に該当することとなりましたSUS社が、本件合併により消滅することは、当社の特定子会社の異動に該当いたします。

###### 異動の年月日

平成26年5月1日

## 3 最近の業績の概要

2014年8月6日に公表した第6期中間連結会計期間(自2014年1月1日至2014年6月30日)に係る中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書は以下のとおりであります。

なお、これらの中間連結財務諸表は「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号)に基づいて作成したのではなく、また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の中間監査を終了したものではありませんので、中間監査報告書は受領していません。

## 中間連結貸借対照表

(単位:百万円)

科目	前連結会計年度 (2013年12月31日現在)	当中間連結会計期間 (2014年6月30日現在)	増減
	金額	金額	金額
(資産の部)			
流動資産	1,007,834	1,111,655	103,821
現金及び預金	418,654	140,295	278,358
受取手形及び売掛金	287,242	362,978	75,736
たな卸資産	224,134	456,128	231,993
その他	78,679	154,303	75,623
貸倒引当金	875	2,049	1,174
固定資産	1,364,861	3,071,987	1,707,126
1.有形固定資産	527,269	613,372	86,103
建物及び構築物	148,760	176,442	27,682
機械装置及び運搬具	180,555	219,619	39,063
工具、器具及び備品	67,709	68,119	409
土地	94,760	105,503	10,742
その他	35,482	43,686	8,204
2.無形固定資産	650,413	2,260,288	1,609,874
のれん	409,293	1,002,371	593,077
商標権	184,942	1,200,274	1,015,331
その他	56,177	57,642	1,465
3.投資その他の資産	187,178	198,327	11,148
投資有価証券	116,302	120,956	4,654
その他	73,162	79,244	6,082
貸倒引当金	2,285	1,873	412
繰延資産	1,374	1,251	123
資産合計	2,374,070	4,184,895	1,810,824

(注)

有形固定資産に対する減価償却累計額	728,112	792,886	64,774
-------------------	---------	---------	--------

(単位:百万円)

科目	前連結会計年度 (2013年12月31日現在)	当中間連結会計期間 (2014年6月30日現在)	増減
	金額	金額	金額
(負債の部)			
流動負債	760,029	1,578,562	818,532
支払手形及び買掛金	93,703	131,739	38,035
電子記録債務	106,106	116,744	10,637
短期借入金	83,428	904,655	821,226
1年内償還予定の社債	108,566	31,591	76,974
未払酒税	46,412	36,509	9,903
未払消費税等	10,791	15,318	4,527
未払法人税等	34,392	17,176	17,216
未払金	122,239	120,484	1,755
未払費用	62,329	96,421	34,092
賞与引当金	12,616	14,724	2,108
その他	79,442	93,198	13,755
固定負債	557,315	1,570,336	1,013,021
社債	64,700	335,979	271,279
長期借入金	322,387	706,459	384,072
退職給付引当金	11,000	26,008	15,007
役員退職慰労引当金	298	621	323
繰延税金負債	80,104	414,208	334,104
その他	78,824	87,058	8,233
負債合計	1,317,344	3,148,899	1,831,554

(単位:百万円)

科目	前連結会計年度 (2013年12月31日現在)	当中間連結会計期間 (2014年6月30日現在)	増減
	金額	金額	金額
(純資産の部)			
株主資本	711,624	717,209	5,584
資本金	70,000	70,000	-
資本剰余金	21,109	21,109	-
利益剰余金	666,066	671,651	5,584
自己株式	3,332	3,332	-
その他の包括利益累計額	56,386	37,803	18,582
その他有価証券評価差額金	20,611	20,027	584
繰延ヘッジ損益	1,374	216	1,157
為替換算調整勘定	34,400	17,560	16,840
少数株主持分	288,714	280,982	7,731
純資産合計	1,056,726	1,035,996	20,729
負債純資産合計	2,374,070	4,184,895	1,810,824

## 中間連結損益計算書

(単位:百万円)

科目	前中間連結会計期間 (自 2013年1月1日 至 2013年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2014年1月1日 至 2014年6月30日)	増減
	金額	金額	金額
売上高	939,753	1,108,931	169,178
売上原価	463,891	558,733	94,842
売上総利益	475,862	550,198	74,335
販売費及び一般管理費	427,134	485,797	58,662
営業利益	48,728	64,401	15,673
営業外収益	3,035	6,722	3,687
受取利息	427	573	145
受取配当金	1,478	4,626	3,147
雑収入	1,128	1,522	393
営業外費用	5,491	8,642	3,150
支払利息	4,137	6,692	2,555
雑支出	1,354	1,949	595
経常利益	46,271	62,481	16,210
特別利益	3,537	203	3,334
固定資産売却益	41	168	127
受取保険金	1,051	-	1,051
組織再編益	2,319	-	2,319
その他	125	34	91
特別損失	4,919	14,374	9,454
固定資産廃棄損	1,601	1,900	299
買収関連費用	-	8,733	8,733
組織再編関連費用	2,010	2,751	741
その他	1,308	988	319
税金等調整前中間純利益	44,889	48,310	3,421
法人税、住民税及び事業税	18,170	22,889	4,718
法人税等調整額	6,894	1,537	5,357
少数株主損益調整前中間純利益	33,613	26,958	6,654
少数株主利益	4,056	9,759	5,702
中間純利益	29,556	17,199	12,357

## 中間連結キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

科目	前中間連結会計期間 (自 2013年1月1日 至 2013年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2014年1月1日 至 2014年6月30日)
	金額	金額
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	44,889	48,310
減価償却費	30,691	37,920
のれん償却額	11,887	18,121
受取利息及び受取配当金	1,906	5,200
支払利息	4,137	6,692
固定資産廃棄損	1,601	1,900
売上債権の増減額(は増加)	13,079	41,208
たな卸資産の増減額(は増加)	21,676	21,756
仕入債務の増減額(は減少)	9,971	23,210
未払酒税及び未払消費税等の増減額(は減少)	1,128	11,784
その他	8,127	8,924
小計	73,514	65,130
利息及び配当金の受取額	2,016	4,118
利息の支払額	3,683	5,397
法人税等の支払額	20,918	46,590
営業活動によるキャッシュ・フロー	50,929	17,262
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形及び無形固定資産の取得による支出	41,692	42,234
有形及び無形固定資産の売却による収入	243	1,992
投資有価証券の取得による支出	237	2,708
投資有価証券の売却及び償還による収入	164	92
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	13,914	1,386,896
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	4,071	-
その他	559	809
投資活動によるキャッシュ・フロー	51,924	1,430,563

(単位:百万円)

科目	前中間連結会計期間 (自 2013年1月1日 至 2013年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2014年1月1日 至 2014年6月30日)
	金額	金額
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金及びコマーシャル・ペーパーの増減額( は減少)	52,194	804,044
長期借入れによる収入	29,976	414,779
長期借入金の返済による支出	5,282	11,301
社債の発行による収入	-	60,305
社債の償還による支出	950	79,500
リース債務の返済による支出	1,507	1,465
配当金の支払額	7,504	11,598
少数株主への配当金の支払額	2,770	10,026
その他	1	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	64,156	1,165,238
現金及び現金同等物に係る換算差額	3,587	1,296
現金及び現金同等物の増減額( は減少)	66,748	249,359
現金及び現金同等物の期首残高	228,110	418,630
現金及び現金同等物の中間期末残高	294,859	169,270

#### 4 自己株式の取得等の状況

第5期有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日までの自己株式の取得等の状況は次のとおりであります。

株式の種類 普通株式

##### 1 取得状況

(1) 株主総会決議による取得の状況  
該当事項はありません。

(2) 取締役会決議による取得の状況  
該当事項はありません。

##### 2 処理状況

該当事項はありません。

##### 3 保有状況

2014年8月11日現在

報告期間末日現在における保有状況	株式数（株）
発行済株式総数	687,136,196
保有自己株式数	4,900,748

#### 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第5期)	自 2013年1月1日 至 2013年12月31日	2014年3月25日 近畿財務局長に提出
---------	---------------	------------------------------	-------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

**第五部【提出会社の保証会社等の情報】**

該当事項はありません。

**第六部【特別情報】****第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】**

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2014年 3月20日

サントリーホールディングス株式会社

取締役会 御中有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	東 誠一郎	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	川崎 洋文	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	平田 英之	印
--------------------	-------	-------	---

## &lt; 財務諸表監査 &gt;

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているサントリーホールディングス株式会社の2013年1月1日から2013年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

## 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サントリーホールディングス株式会社及び連結子会社の2013年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2014年1月10日開催の取締役会において、Beam Inc.（以下「Beam社」という）の買収（以下「本件買収」という）について決議し、本件買収についてBeam社と2014年1月12日付で合併契約を締結した。また会社は、本件買収にかかる資金調達のため、2014年2月27日付でクレジット・ファシリティ契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

## < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に準じた監査証明を行うため、サントリーホールディングス株式会社の2013年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

## 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、サントリーホールディングス株式会社が2013年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- ( ) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しています。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2014年3月20日

サントリーホールディングス株式会社

取締役会 御中有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	東	誠一郎	印
--------------------	-------	---	-----	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	川崎	洋文	印
--------------------	-------	----	----	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	平田	英之	印
--------------------	-------	----	----	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているサントリーホールディングス株式会社の2013年1月1日から2013年12月31日までの第5期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

**財務諸表に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

**監査人の責任**

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**監査意見**

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サントリーホールディングス株式会社の2013年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**強調事項**

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2014年1月10日開催の取締役会において、Beam Inc.（以下「Beam社」という）の買収（以下「本件買収」という）について決議し、本件買収についてBeam社と2014年1月12日付で合併契約を締結した。また会社は、本件買収にかかる資金調達のため、2014年2月27日付でクレジット・ファシリティ契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- ( ) 1 . 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しています。
- 2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。